

貸下制度。此貸下制度は種類頗る多く、中には金の提供など無く、單に業主經營の商店から物品を購入する義務だけのものもある。

黄人労働者は第二第三の報酬方法の行はれる砂金場に多い。機械を應用する所では黄人労働者は雜用に用ひられる。貸下制度の場合には黄人労働者には最も劣悪な砂金場が貸下げられる。換言せば金の含有量が到底機械の費用を償却するに足らぬ砂金場が貸下げられる。

砂金場の露人労働者は大家族と共に合宿所に居住し、夏の間假屋に移る。合宿所は概して清潔である。支那人の住居は此點に於ては全く反對で互に密接した小屋を造り、時には小屋の周圍に菜園を設ける。小屋と小屋の間は狹隘で、汚物を此處へ棄てるを以て實に不潔である。小屋の建方は低くて、衛生に適せず、而も何れの小屋も支那人で一杯で互に詰詰にごろ／＼として居る。女は居ない。一體支那人は女を砂金場へ入れまいとしてゐるらしい。

曾てセレムヂヤのカロレツ砂金場へ一人の女が汽船で來た所、支那人労働者は上陸を拒んだので女は其汽船でブラゴウエシチエンスクへ戻つた。之は著者自身の目撃した所である。

支那人はゾロトニク制度及び貸下制度の金鑛に最も多い。其處では露西亞人と同様に支那人も十人乃至十二人の組合を組織する。支那人の各組合には仕事の分配を司る組長と料理人が居る。此二人は金の採取に従事しないが利益の配當は受ける。

組長連の中から露語を話す一人の組頭を選抜する。事務所との交渉は一切此組頭がするので、賃金も其手を経て渡される。彼は倉庫の物品を取出し、不正組合員の債務を辨濟し、不良労働者を罷免する。一言にして言へば彼は事務所に於ける支那人労働者代表者である。組頭はその勞務に對して毎月毎

支那人苦力から約二乃至三留を取る。

採取した金に對する賃銀は一ゾロトニクに付二留二十五哥乃至二留五十哥である。勞働は夏は午前五時から午後八時まで、食事時に二時間、間食時に三十分を許される。冬季の勞働時間は之より短い。夏の間は支那人の爲にも露人の爲にも一日、十五日と二日の休日がある。冬は祭日は必ず休む、但しこれは露西亞人だけの話である。

ゾロトニク制度の下で勞働する露人は甚だ尠い。貸下制度の砂金場に至つては露人の労働者は殆んど居ない。砂金鑛業者ブウチン氏が沿海州軍務知事に宛てた支那人朝鮮人七百人の雇傭許可申請書の一節は、何故に露人労働者がゾロトニク制度の下で勞働しないかなる問題に明瞭な解答を與へるものである。

砂金場は百布度に付一ゾロトニクの合金量ありとして、これをゾロトニク制度で採掘する際毎ゾロトニク(一々三分四厘)に付き二留四十哥の賃銀を支拂ふ。今露人十人を一組合とし、截断面の間口三サージェン、奥行十サージェン、泥炭層の深さ一サージェン、而して合金鑛層半サージェンの區域を採掘するに此組合は(イ)泥炭層三十立方サージェンの除去に、一人一日四分の一立方サージェン若くは、組合一日二立方サージェンと見積つて十二日を費し、(ロ)洗砂に一日一立方サージェンと見積つて十五日を費す、即ち全體で二十七日、或は勞働日二百七十日、これに休日二日より出る二十日を加へる時は、合計二百九十日となる。今一立方サージェンの重量を一千一百布度と見る時は、此區域より約百六十五ゾロトニクの金が得られる。此採取賃銀は組合全體につき三百九十六留、賄自辨の日給一人約一留三十七哥の割となる。然るに普通の砂金場勞働では最劣等の露人労働者すら一年賄附で一留を稼

ぎ、少し有能な者になると二留を儲ける。

さて支那人は何うかと云ふに、彼等の労働は露人の労働に比べて、能率劣るが故に、露人が二百九十日の労働日で足る所は、四百日の労働日を要するとしても、此場合約一留の日給を受けることになる。所で彼等の生活費は一日四十哥あれば充分であるから、一日の純儲け高は六十哥となる。此額は彼等が他の砂金場で荒仕事をして得る賃銀と略同じである。

事情斯くの如きを以て、露人労働者は合金量約二ゴロトニクある所(但し之程の合金量がある場合は金鑛業者は決してゴロトニク制度をやらないとか、或は仕事がなく困る場合以外ゴロトニク制度の下で働かないことは明かである。

國家財産の保存及び利用の見地より見てゴロトニク制度の弊害あるは既に之迄多數の人によつて論せられた所、今此處に繰返すまでもない。

凡そ沿黒龍地方砂金場を一度でも視察し個人事業に於ける規則的な採金とゴロトニク制度の亂暴な洗砂採取を目撃した者は、此事について異論は立て得ないと思ふ。然し遺憾なことには此ゴロトニク制度は年々増加し、増加すると共に黄人労働者も従つて増加した。砂金場の朝鮮人に關する總督の命令發布されて、支那人労働者が擴大な砂金地域に於ける採金事業の獨占者となるに及んで、彼等の鼻息漸く荒くなり、掠奪殺人の數も次第に増して來た。支那人の襲來が頻々と起るので、今では露人は以前のやうに夏の間家族を密林に止め置くことをやめた。又近年になつて支那人は同盟罷工をするやうになつた。實例としては一九一〇年セレムジャのゴロレワ砂金場の同盟罷工、チエリツオフ及レワシヨフ會社砂金場の同盟罷工を擧げることが出来る。ゴロレワ砂金場の罷業事情は次の如くである。

ある。

二箇の支那人労働組合は合金量の多い砂金鑛を堅坑の中途に隠し合金量の少ない砂金鑛だけ洗砂の爲に上へ運んだ廉を以て、作業拒絶の上放逐されることになつた。茲に於て拒絶された者共は他の支那人の後援を求め、復職の目的を以て同盟罷工をやつたのである。同盟罷工に参加した支那人は三百人であつて、罷工は首魁が警官に逮捕されて對岸の支那領へ放逐されるまで七日間續いた。罷工の煽動者は労働者ではなくて露語をよくする一支那人であつた。罷工者の處分は餘りに輕いやうに思はれる。尠くとも一旦ブラゴウエシチエンスクに送致し、それから國外へ放逐すべきであつた。輕い處分は何の威嚇をも與へないから、次の季節には又もや同盟罷工が繰返へされるのは豫め想像に難くない。チエリツオフ及レワシヨフ砂金場の罷業事情は之を知ることが出来なかつた。

遺域乍ら著者の手許には一九〇八年以來沿黒龍地方砂金場に於ける支那人増加統計がない。ゼニヤ鑛山警察官區の提供した統計は、單にゴロトニク制度の行はれる砂金場の現状を窺はしめるに過ぎない。

ゼニヤ鑛山區に労働する支那人の數は、

|       |        |
|-------|--------|
| 一九〇六年 | 三三三二九人 |
| 一九〇七年 | 三三二〇六人 |
| 一九〇八年 | 六四九三人  |
| 一九〇九年 | 一二三三九人 |

以上の事情は金鑛業者をして、迅速の勢を以つて増加する支那人流入の喰止策實施及び黄人労働

者の勢力均衡を保つ爲一九〇八年迄行はれた朝鮮人雇傭回復を請願せしむるに至つた。一九一〇年末までは斯かる請願は鑛山法第六六一條附則により顧みられなかつた。そこで或る金鑛業會社の如きは地方最高官憲に向ひ馬賊其他の出沒する金鑛區域に於ける露國住民の生命財産の保安の爲、金鑛業者自身の負擔にて軍隊派遣を請願した。然るに此請願は、軍隊は國防の任に當るものにして警察勤務に従ふものではないとの理由の下にハネられた。掠奪の最も頻繁なセレンムジャ河上流の金鑛業者は、支那人を以つて警察機關を組織し、大いに効果を擧げて、居り、當局も甚だ満足のやうであるが、著者は之には反對である。

之は支那と接壤する露領に於ける露國官憲の權威を墜すのみならず、支那人をして特權的地位に立たしめるものである。何となれば露人間の秩序監督權を支那人に附與することになるからである。又他方此方策は直接の目的を達しない。支那人警察は露人及び支那人の共通の敵たる馬賊は討伐することとしても、支那人労働者が主動者たる同盟罷工の鎮壓に際しては何れの味方となるか豫め之を知ることが出来ない。尙又支那人警察は馬賊を搜索する際の爲州内の地形を緻密に研究し居れば、一朝事ある時は敵の立派な道案内者となることが出来る。されば國防の見地から見ても支那人警察は危険である。

以上記述によつて金鑛業が漸次支那人の手中に歸する危険あることを知つたが、之が豫防策は禁止的性質のものでなく、事實上黃人労働の制込む餘地をなくするを方針とする漸次的性質のものでなくてはならぬ。

前來述べた如く私經營の金鑛業は黃人労働者を使用しない。國家資源の開拓は彼等の下にあつて

は順調に進み、極東露領の發展に資すること多大である。故に政府は銳意保護するを要する。彼等の最も苦しい所は外資輸入禁止と金鑛業の現状に鑑みての國內資本家の手控に原因する資金の缺乏である。故に政府は須らく(一)外資輸入を許可し、(二)砂金場の機械据附資金を補助すべきである。

ゾロトニク制度及び貸下制度には政府は否定的態度を取るべきである。之れ此種制度は黃人労働者を招致し、その亂暴なる採取法を以て砂金産地を荒して仕舞ふ虞れ有るからである。然し或る砂金産地では安價な勞力なくしては算盤が持てない。水力機を使用するに足るだけの水量のない所では殊に然うである。故に斯かる砂金産地を棄て置かないためには勞力の安い黃人労働者を使ふのもよからう。但しそれは官憲の嚴重な監督の下でなければならぬ。

官憲は新發見の金鑛地に限りゾロトニク制度及び貸下制度の作業方法を許さぬ方が妥當である。新地に限る所以のものは、黃人労働とゾロトニク制度、貸下制度とが不可分の關係に有り、今これを絶體的に禁止するとすれば、延いて採金高の減少となり又、露人労働者にして黒鐵其他極東露領の官業に従事する者の砂金場誘致となり、結局鐵道及官業當局をして窮狀に陥らしめることになるからである。但し支那人の獨占權を奪ふために一般外國人を無差別に砂金場へ入れることは必要である。此方策は採金業に餘り従事しない露人労働者の競争を招くことはないが、外人労働者の増加を招來するだらう。

外國人労働者の禁止は黒龍鐵道の敷設が終つてから行ふべきである。何となれば其時は露人労働者が多數餘つて来るからである。然し此禁止も一時にやらす徐々にやるを可とする。

支那人警察は漸然廢して、露人警察を以て之に代へねばならぬ。露領にある支那人は、露國の法律に

従ふべきものである。カローラ金鑽同盟罷工の際に執つた如き軟弱な手段を断じて繰返してはならない。

### 第九節 官業労働に従事する支那人

國家經濟の見地よりせば官業には個人的と、請負的とを論せず、或は國産物の需要、或は納税によつて賃銀の全部或は一部を國內に残す如き労働者を使用するを要する。官廳は労働者を採用するに當つて、此根本方針を執り、優良の消費者として露人労働者を第一に雇傭し、稼いだ金を悉く生國に持歸り労働地に於ても自國産の物ばかり需要する。支那人の如きを排斥すべきである。遺憾乍ら極東露領では官廳は最近に至るまで黄人労働の安價なことのみに眼を注ぎ、只管黄人労働者の使用にこれ努めたが、これは非常に恐なことである。

國家經濟上から見ると黄人労働は露人労働よりは遙かに高價につく。何となれば國庫は自國民に賃銀を支拂へば間接に之を回收することができなければならない。支那人に支拂ふ賃銀は決して戻らないからである。支那人から徴収する五留の旅券税は彼が官業で得る賃銀の極小部分に過ぎない。

黄人労働者の最大多数は沿海州に居る。即ち沿海州に於ては最近五箇年に於て毎年平均八萬二千人、其内東支鐵道烏蘇里區官業に労働するもの七萬七千人で、これは總數十萬五千人に達する官業労働者の七割八分に當る。黒龍州には黄人労働者は尠い。これ一面外人労働者を黒龍鐵道敷設に使用するを禁じたのと、他面州内に陸軍所管事業の多くないのに原因する。但しチエルニヤエオ・ゼエヤ移民區は例外である。此處には一九一〇年現在支那人朝鮮人労働者三六〇人之に對し露人二四〇人であ

る露人の尠きは此地黒龍鐵道西部線に近き爲めその敷設事業に吸收される結果である。最近五箇年間の黒龍州官業労働者統計がないので、一九一〇年度統計及び、一九一一年度想定數によつて算出するに、一九一〇年現在黒龍州労働者總數は約二萬一千人で、此内黄人は三千五百人、即ち全體の一割六分である。然し特別區域たる黒龍鐵道敷設區域を除けば、黄人労働者の割合は増加して四割八分二厘となる。

極東露領の黄人労働者中最も多いのは、下級労働者、大工、石工である。此三者の全體に對する割合は沿海州では次の如くである。

|       |       |
|-------|-------|
| 下級労働者 | 四一・七% |
| 大工    | 二六・四% |
| 石工    | 一六・四% |

尙ほ上記支那人朝鮮人は下級労働者總數の八割一分五厘、石工總數の九割六分八厘、大工總數の七割九分四厘を占める。黒龍州の黄人労働者も大抵此三種である。

露人労働者は主として地方住民、豫後備兵を以つて補充される。歐露、西比利から來るものもあるがそれは大した數ではない。沿海州には輸入労働者は極めて少數である。黒龍州では、黒龍鐵道敷設の爲可なり多い労働は請負方法で行はれ、日給制である。労働者は日給制を有利として居る。

極東露領に於て露人労働者のみの力で敷設せられる、鐵道は黒龍鐵道である。故に此鐵道に於ける労働問題の現狀、特に勞力の供給需要狀況を研究するは極めて必要のことである。

### 第十節 黑龍鐵道敷設と労働問題

黒龍鐵道敷設工事は一九〇八年の後半期及び一九〇九年に於ては僅々百八十三露里の首部區域に限られた。西部線六百露里は一九〇九年度に於いては唯準備工事が行はれたに過ぎない。一九一〇年には愈々地盤工事の四割、即ち百八十八萬立方サージエンの中七十二萬立方サージエンを仕上げの計畫が成つたが、實際其年に出来上つた地盤は全體の十五パーセント、即ち三十萬立方サージエンであつた。斯くの如き工事の停滯は(一)夏季霖雨續いて労働の生産力を減じたこと、(二)労働力供給上に競争なきこと、(三)労働力が不足に原因した之が爲に労働者は事實上工事の支配者となり、萬事彼等の心のまゝとなつた。彼等は教育程度低く、義務觀念がない。労働生産力は低落する一方であるのに、彼等は約束を破つて賃銀の割増を請負者に要求する。請負者がそれを拒め、彼等は怠業、同盟罷工に出る。甲の請負者から乙の請負者へ移つて行く、或は御料地砂金場へ逃げ、支那人の密輸入する酒を飲む。一九一〇年夏、黒龍鐵道は、斯くの如き悪條件の下に敷設されつゝあつたのである。

黒龍鐵道西部線の敷設工事は(一)請負方法と、(二)露國人労働者のみを用ふることの條件で行はれつゝある。第二條件は請負者の契約中に明記され、もし露人にあらざる労働者なり従事員なりを使用した場合には百五十留の罰金を課し、當該外人を直ちに除去することになつて居る。土工費は一立方サージエンに就き六留十七哥に當り、隧道鑿費の一萬一千百九十六留と請負者コロッコフの四千七百九留の間を動いて居ることが分る。尙ほ賃銀は地盤の如何によつて異なるが、地盤は之を四種に分ける。

- (一) 掘鑿に爆發物を要する地盤。
- (二) 鶴嘴及び槌を以つて掘鑿する地盤。
- (三) 槌で碎ける地盤。
- (四) 匙、鍬で工作し得る地盤。

人工的工事は石の基礎で一立方サージエンに就き平均二百五十七留六十四哥。木造橋梁は延一サージエンに就き三百八十一留八十七哥支拂はれた。

黒龍鐵道工事に用ひたる労働者を雇傭することは、一九一〇年に於ては甚だ困難であつた。鐵道敷設地が全然人跡なき地方なる爲、土地の労働者としては一人も居らず、敷設地に近い地方後貝加爾州南部、イルクツスカヤ、エニセイスカヤ兩縣の人口密度は高くない。加ふるに地方の労働者は採金には馴れて居るかも知れぬが、大規模の鐵道工事に必要とする著實な訓練に至つては殆んど絶無と云つてよい。更に又歐露、西比利、後貝加爾の鐵道敷設工事は、唯に該地方の労働力を悉く吸収し去るのみならず、更に西部諸縣の労働者を以つて不足を補充し居る有様である。

事情斯くの如きを以て黒龍鐵道工事に用ひたる労働者雇傭に際しては、優良労働者を選抜するの可能なく、残つた者を採用するより外なかつた。一九一〇年の労働者の大部分は主として北西地方諸縣、白露西亞及リトニアから來たが、躁急に雇つた爲、契約條件は全く亂暴で、仕事を休む者甚だ多く、仕事に出る者は又餘りに若かつたり、或は餘りに年寄つてゐて、苦しい土工に慣れてゐなかつた。而も彼等の中、煽動されて動搖を始め、請負者から貰つた手附金や旅費を踏み倒して郷國へ歸る者も少くない。

契約を破つて去つた者の數は五千人に達するが、之は單に請負者の物質的利益のみならず、工事の進歩の上にも大なる影響を及ぼして居る。前年度の労働者總數は一萬四千人、此中一萬人は土工で二

千人は大工、二千人は石工である。

土工及び下級労働者の賃銀を示せば次の如くである。

| 日給             | 月給                        | 労働季給           |
|----------------|---------------------------|----------------|
| 食事自辨で一留五十哥乃至二留 | 食事自辨で四十留乃至五十留又賄附で二十留乃至三十留 | 賄附百二十五留乃至百三十五留 |

契約賃銀の變動は、地面の性質、掘出土塊の運搬距離によつて異なり、一立方サージエンにつき二留乃至九留を給與する。概して仕上高契約の労働者の賃銀は日給労働者に比べて一割、二割方多く、特別の場合に限つて食事自辨一日五留迄稼ぐ。其他の種類の労働は評價の方法少し異なつて居る。

隧道内部の工事では掘鑿夫の賃銀は二留二十五哥、土工二留七十哥、又大工は三留、鍛冶工は二留五十哥乃至四留五十哥である。住宅建築には大工及指物師は、各自専門の工作仕上に對して建物内部の一平方サージエンに就き約六十五留を得る。

労働の生産力は日給労働では平均一日一人に就き〇・二立方サージエンである。然るに仕上高ではこれより重い地盤で約〇・六立方サージエンである。

従つて労働者との契約に仕上高労働を必然条件として取極めなかつた請負者が頻りに仕上高労働を条件を入れたがるのはさもあるべきことである。何となれば日給制のときは一立方サージエンの掘鑿には十二留五十哥かかるに反し、請負者が之に對して國庫から得る金は六留九十哥を超過せず、彼等にとつて非常の損失だからである。労働者は又日給、月給若くは一労働季給の時は賃銀の割よく、労力の消費少なきを以て、仕上高労働を好まない。結局、請負者は最初非常に損失を蒙つたのである。

一九一〇年十一月黒龍鐵道西部線敷設工事長に宛て、請負者が提出した報告書中には、一九一〇年度工事の生産力及生産費に關し次の統計がある。

横断運搬二十サージエン迄、土地の勾配さほど大ならざる所で、仕上高労働の一日生産力は

- (一) 掘鑿に爆發物を要する地盤では 〇・一五乃至〇・三〇立方サージエン。
- (二) 鶴嘴及び槌を以つて掘鑿する地盤では 〇・二〇乃至四〇立方サージエン。
- (三) 鐵棒で掘鑿し得る地盤では

- (イ) 大、中石を含む粘土質地 〇・三五立方サージエン。
- (ロ) 小石を含む粘土質地 〇・四五立方サージエン。
- (ハ) 大石を含む砂土質地 〇・四五立方サージエン。
- (ニ) 小石を含む砂地或は砂粘土地 〇・六〇立方サージエン。
- (四) 條形非砂土質地 〇・七〇立方サージエン。
- (ロ) 條形砂土質地 〇・九〇立方サージエン。

仕上労働の価格は平均二留五十哥を下らないことになつて居る。何となればこれ以下では労働者は應じない。今此率を仕上高労働の一日生産力に乗ずる時は、

- (一) 七留五十哥乃至十五留 平均十一留二十五哥。
- (二) 六留二十五哥乃至十二留五十哥 平均九留三十五哥。
- (三) 七留十五哥
- (ロ) 五留五十哥

- (ハ) 五留
- (ニ) 四留二十哥 平均五留四十五哥
- (四) (イ) 三留六十哥
- (ロ) 二留八十哥 平均三留二十哥

之に每一立方サージエン約四十五哥に當る労働者運送賃並びに次に示す每一立方サージエン附  
滞経費即ち

バラック及其維持費 三〇乃至四〇哥。

軌道車輛汽關車等 五〇哥乃至一留四十哥。

職工監督事務所倉庫騎馬巡視等の経費 四〇哥乃至七五哥。

衛生費印紙税所得税等 三〇哥乃至四〇哥。

請負金額の二割五分を支出したものととして三箇年間年利一割の金利 五〇哥乃至五十五哥。

總計 二留四十五哥乃至三留九十五哥。

を加へる時は、一九一〇年度一立方サージエンの掘鑿工事は請負者には九留七十五哥乃至十一留二十五哥に付いた。

請負者が土工事代として國庫から受ける賃銀は平均十留四十五哥である。

仕上労働の場合、五月十五日から九月十五日までを夏とし、毎月の労働日数を二十四日とし、雨天十日又は十五日とする時は夏の労働日数約九十日となり賃銀は約二百二十五留となる。若し此中から食糧及衣服費七十五留を差引けば、夏季労働者の所得は平均百五十留となる。

請負者にとつて季節労働の價格は次の如くなる。

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 雇傭経費   | 五留内外            |
| 輸送費    | 二十五留以上三十三留      |
| 返送費    | 二十九留以上三十三留      |
| 工事中の食費 | 六十留以上八十留        |
| 賃銀     | 百三十留以上百四十留      |
| 總計     | 二百五十三留以上二百九十六留迄 |

請負者は労働者の能率を増進する目的を以て、労働者との契約中に罰金の制を設けたが、更に實効がない。結局請負者の多数は御料地砂金區の拂下を受けて砂金業を副業とし以て損失の補填を期し同時に上記四種類の地盤に於ける工事費の値上を請願した。

之を要するに請負者労働者間の經濟戰は延いて鐵道工事を停滯させるを以つて、將來政府は進んで兩者の協調に干渉する必要があると思ふ。況んや次の労働季節には、前年來失つた時間を取返へず爲莫大の勞力を要するに於ておや、當局の綿密な計算に依ると黒龍鐵道西部線敷設に要する勞力は二萬九千五百人で、此内譯は土工二萬五千人、大工二千人、石工二千五百人である。又中部線敷設に要する勞力は一萬一千九百人、内譯は土工一萬人、大工一千人、石工九百人である。政府の取るべき此問題の解決法は二つある。

- (一) 勞力の供給を増して競争を起さしめ、以て不當の要求を牽制する法。
- (二) 労働者をして嚴重に契約を履行させる法。

第一の方法は一九一〇年十月三十日附極東植民委員會の決議により既に成案となつて居る。其内容は一、黒龍鐵道敷設工事に露國臣民たる朝鮮人、ヤクト人其他外國人を招致し、二、囚人を廣く利用し、三、勞働紹介所を設置し、四、鐵道敷設區域に酒精飲料密輸入を嚴重に取締ることである。第二の方法は既に慢性的となつた黒龍鐵道敷設勞働者の契約不履行を矯正する爲に、農村及製造所工場勞働履備規則及び刑法第五十一條を適用することを指す。

### 第十一節 一九一〇年六月二十一日の法律

黒龍鐵道の敷設は實に國家的意義を有するもの、されば若し勞働者が契約を履行せざる爲工事が進捗せずとすれば、政府はよろしく之を罰すべきである。無論、此方法によつて勞働者の契約不履行の弊習を全然除き得るとは云へないが、威赫的效力の有ることは斷言出来る。

一九一〇年六月二十一日附法律を以て、一九一一年一月一日以降沿黒龍地方及後貝加爾州に於ける官業に外國人を雇備することが禁せられた。

若し此新法律に従ふ時は、一九一一年一月一日から從來使用してをる支那人、朝鮮人勞働者八萬五千人に代はるべき勞力を求めなければならぬ。

地方官廳は愕然とした。浦潮要塞工事、商港工事、黒龍鐵道中部線工事、黒龍江流域水路局所管工事等の爲勞力の必要益々大なる時、此新法律に接しては驚くも無理からぬことである。

大抵の地方官廳は露人勞働者の必要員數の至急履備輸送方便を考案するに先ち、該法律の第四條（期限附工事に於て露人勞働者のみを以て爲す能はぬ時は外國人勞働者を使用するを得、但し此權利

は閣議のみに屬す）の特典適用につき請願運動を起した。

露人勞働者の雇備及輸送に就ての具體案を提出したものは唯だ土木局だけであつた。

即ち土木局は極東露領へウイテブスク、グロドネンスク、カルウカ、ウイルナ、スモレンスク諸縣の勞働者で既に露國西境の要塞築造に従事した經驗ある勞働者を誘致する計畫を立て、國庫の負擔を一人當り三留七十五哥、或は一立方サージェン（地堅質粘土十五留一哥と算定したが、要塞工事委員會は請負者の方を安しとして之を否決した。他方土木局以外の官廳は一九一〇年六月二十一日附法律第四條の適用につき諸願した結果遂に閣議は極東露領各官廳の請願に對し左の如き決定を與へた。

(一) 黒龍鐵道に於て隧道、鐵橋及び此種の建造工事に外國人職工—専門技術者—を雇備することを許可す。

(二) 一九一〇年六月二十一日附法律第四條に規定する特許を烏蘇里鐵道の工事に適用する權限を大藏大臣に附與す。

(三) 後貝加爾鐵道建設に従事する支那人勞働者に對しては本法の適用を一九一一年六月一日まで延期し、該期限後と雖も特別の場合には總數の一割以内の外國人勞働者の雇備を許可する權限を交通大臣に附與す。

(四) 露國臣民のみの勞力を以てしては困難なる場合、貨物の運搬及び石炭の荷卸に限り其地方の朝鮮人を雇備する件を浦潮要塞司令官に許可す。

(五) 總數の五割以内の範圍内に於て外國人勞働者を官業に使用する權限を勸察加州知事に附與する件に就ての沿黒龍總督の上申は之を却下す。

- (六) 浦潮土木局所管工事に該地方朝鮮人を雇備することは一九一一年四月十五日まで許可す。
- (七) 沿黒龍地方及び後貝加爾州に於ける兵營建造の爲外國人労働者を雇備することは一九一二年一月一日迄許可す。
- (八) 浦潮税關所管工事に外國人労働者を雇備することを許可す。
- (九) ブラゴウエシチエンスクに於ける中學校及監獄建築工事の爲の外國人労働者雇備申請は之を却下す。

然るに露人も外國人も其數甚だ尠なきに反し労働需要の方面では官業以外金鑛業の如きものもあるを以て、上記特典の實際上の價値は極めて低いのである。

### 第十二節 極東露領への露人労働者の吸收策

斯くて極東露領の勞力供給を豊富ならしめる爲には何等か別の方法を構する必要起り、茲に元老院議員イワニツキイ統裁の下に各省聯合會議の開催を見、主として雇備條件の緩和労働者の極東露領行旅費輕減及び極東露領土着援助、歐露の失業者に對して極東露領出稼奨勵に付方策が立てられた。

著者は此方策の一々の穿鑿には移らず、唯だ此方策が立つ所の基礎、即ち(一)請負者と契約濟の労働者に對する特典と(二)契約によつて一定の賃銀を保障されて居らぬ労働者に對する特典とを記するに止める。

第一種労働者には次の特典が與へられた。(イ)労働者自身及び其家族の輸送を迅速に安價に取扱ふ。

(ロ)官廳所管工事に一定期間労働した者が歸國する際は無賃乗車券或は割引乗車券を發給する。該労働者が故郷の家族を招く際も之と同様の特典を與へる。(ハ)勤務演習を免する。(ニ)法律の規定する定住期限を延長して労働者に土地を與へる。

次に第二種労働者には次の特典が與へられた。(一)移民用特定運賃率を以て國有鐵道及び東支鐵道全線に亘り往復乗車を許す。(二)一年間官業労働に在る時は第一種労働者と同等の權利を與へる。

労働者に對し特典を與へる方策と共に、請負者にも資金融通によつて援助を與へる方策が立てられた。最後に極東露領と歐露に於ける出稼ぎの盛んなる地方とを聯絡し、以て労働の需要供給を調節する爲め兩者に之に關する機關を設置する案が此各省聯合會議によつて成立した。

先づ極東植民委員會を本部とし、次に、之に所屬するものとして、沿黒龍地方及後貝加爾州には各州知事の統裁する各省代表者及び請負者より成る労働者需要機關を作り、又出稼労働者の居住地方に於ては土地整理委員會或は市役所に労働者供給機關を作る。而して此兩者が互ひに連絡を取つて労働の需要供給上に活動すると云ふのが此案の内容である。

之を要するに元老院議員イワニツキイ統裁各省聯合會議の立てた方策は極めて適切である。沿黒龍地方に労働市場調査部を設置することは久しい前から必要とせられた。極東露領の官廳の資料には日露戰役後軍人上りの失業者頗る多く、フルツグ將軍の調査によると一時は八千人に達したことが書いてある。而も其時極東露領の他地方では労働者の不足を感じて、支那人朝鮮人が採用せられてゐたのである。一九〇九年浦潮の労働紹介所長は、支那人と同一の労働條件で同所に收容する労働者に労働を與へ呉れるやう諸方に交渉したが既に支那人を雇つたからこの理由で何處でも斷



労働者を募集する。無知の露國労働者は火酒など飲まされてウツカリ不利益な雇傭契約を結ぶのが通例である。特設仲介所と雖も不親切極まるもので容易に信頼出来ない。賃銀も亦低く、一馬克二十ブエニツヒ、即ち五十八哥以下である。賄附と云ふのは極めて稀で九分九厘まで食事自辨であるところへ、食糧品が露西亞よりも高いから、彼等の生活は随分苦しいに相違ない。

丁抹に於ては、コーペンハーゲンなる丁抹農家用労働者募集會の仲介によつて結ばれた労働者との契約を見れば分る如く、賃銀は全く低い。

第一年度は就職の日から起算して青年労働者は九十四留、婦人労働者は六十八留、少年労働者五十二留、次年度は百三十留、百四留及び七十八留、宿舍附、賄附往復無賃乗車券附である。

傭雇者は露人労働者が土語を解しないのに乗じて、彼等の勞力を出来るだけ搾取しやうと努力する。若し露國政府が國內に於ける勞力の分配を指導したならば、之等の労働者の或る部分は外國へ出稼しなかつたらうと思ふ。

合衆國への移住は五十年代の始めに始まつた。一八九八年以後、移民の數から云ふと、埃太利及び伊太利に第一位を讓つて第三位に居る。最近四箇年の統計は次の如くである。

- 一九〇七年 二五八、九四三人
- 一九〇八年 一五八、七一一人
- 一九〇九年 一二〇、四六〇人
- 一九一〇年 一八六、七九二人

人種別を以つて之を分類すると、

| 人種別    | 一九〇七年   | 一九〇八年  | 一九〇九年  | 一九一〇年  |
|--------|---------|--------|--------|--------|
| 猶太人    | 一一四、九三三 | 七二、九七八 | 三九、一五〇 | 五九、八二四 |
| 波蘭人    | 四三、三三三  | 三九、九四七 | 三七、七七〇 | 六三、六三五 |
| リトアニア人 | 二四、八二二  | 一三、二七〇 | 一四、五九五 | 二一、六七六 |
| 露西亞人   | 一六、〇八五  | 一六、三二四 | 九、〇九九  | 一四、七六八 |
| 芬蘭人    | 一四、三一一  | 六、三〇三  | 一一、二〇二 | 一四、九九九 |
| 獨逸人    | 一三、四八〇  | 一〇、〇〇九 | 七、七八一  | 一〇、〇一六 |
| 瑞典人    | 一、四一六   | 五二七    | 五九一    | 一、三九八  |
| 其他     | 七八六     | 三六三    | 二七二    | 四七六    |

此中で最も成功して居るのは獨逸人と芬蘭人で、彼等は合衆國に村落を作り、歸國するもの極めて小數である。

獨逸人の歸國したものは一九〇九年四分一厘、一九一〇年四分七厘である。芬蘭人の歸國したものは一九〇九年八分四厘、一九一〇年四分五厘である。猶太人の歸國したものは一九〇九年九分、一九一〇年五分である。

一九〇九年リトアニア人の歸國したものは一割一分七厘、波蘭人の歸國したものは一割八分二厘、又一九一〇年には七分五厘、九分五厘である。純露人は一番歸りたがる。其歸國者數一九〇九年二割九分五厘、一九一〇年二割二分二厘である。一般露人入國者數は一九〇九年一六、八〇七人、一九一〇年一七、二

九四人である。

之を最後通過國別に内訳して示すと、

|          | 一九〇七年  | 一九一〇年  |
|----------|--------|--------|
| 露國より     | 一六、〇八五 | 一四、七六八 |
| 埃匈國より    | 一九五    | 三三一    |
| 北米英領より   | 一四九    | 三四五    |
| 英本國より    | 七九     | 八一     |
| 佛國より     | 六九     | 六六     |
| 亞細亞より    | 六二     | 一、五四七  |
| 南亞米利加より  | 四六     | 四一     |
| 獨逸より     | 三六     | 三七     |
| 瑞西より     | 一二     | 五      |
| 中央亞米利加より | 一〇     | 一七     |
| 其他諸國より   | 六四     | 五六     |

亞細亞通過露國移民の増加は露國勞働者の布哇島招致策に因るものであるが、之は極めて悲しい結果に終つた。

一九〇七年の統計によれば、露人の男一五、〇九五、女一、七一二、一九一〇年男一四、九一八、女二、三七六である。年齢は大抵十四歳乃至四十四歳で、之等は一九〇七年一五、七七四、一九一〇年一五、

八四九人である。年齢十四歳未満の子供は一九〇九年度には七四〇人、一九一〇年度には一、一〇二人である。四十五歳以上の老人は一九〇九年二九三人、一九一〇年三四三人である。移民数の減少に拘らず婦人、少年及び老人数の増加するは亞米利加に永住せんとする傾向の盛んとなるを證するもの、好ましからざる現象である。

露西亞移民を職業別に示すと次の如くなる。

| 知識階級 | 職人階級     | 下級勞働者  | 農業勞働者  | 侯 婢   | 無 職    |
|------|----------|--------|--------|-------|--------|
| 一二六人 | 大工 二〇一人  | 五、七一五人 | 七、二七〇人 | 五、四五人 | 二、六二三人 |
|      | 仕立屋 一四九人 |        |        |       |        |
|      | 靴 屋 九〇人  |        |        |       |        |
|      | 鍛冶屋 八二人  |        |        |       |        |
|      | 其他 七三人   |        |        |       |        |
|      | 其他 四二〇人  |        |        |       |        |

移民事務長の調査に依ればスラブ種族の下級勞働者一人の賃銀は年平均約四百六十八弗此中衣食住に費されるもの年平均百四十四弗従つて一年約三百弗貯蓄することが出来る。亞米利加の雇主

及び移民官の言ふ所にまれば、露人労働者は勤勉と力と聰明の點に於て他國人に優る。恐慌の爲労働者を解雇するに當り露國労働者が一番最後に解雇されるのは之がためである。アムステルダム駐在露國領事は一九一〇年二月二日附報告第一二〇號に於て、亞米利加へ行く露國移民に就き次のことを云つてをる。和蘭諸港を経て出航する露國移民は年平均約二萬五千人、此數は漸増の傾向がある。余は數年に亘れる觀察の結果彼等が自己の勞力を使ふ場所を本國に見出さなかつた爲に故國を棄てるものなることが分つた。余は此知識の正しいことを亞米利加及び和蘭で會つた幾多同胞の話によつて確めることが出來た。

外國で露人労働者が得る賃銀は露國の賃銀と比べて少しも高くない。然らば露國労働者をして海外に出移さす原因は何所に求むべきか。これは吾人の考へねばならぬ問題である。

著者は斷言する。原因は職業紹介所の無いことである。若し職業紹介所があれば西方に於ける露人労働者の流出、極東方面に於ける外國人労働者の流入、今日の如く甚しくないことは勿論であらう。

露人の海外移住は一面露國にとつて損であるが、他面露國にとつて利益でもある。これ彼等は海外に在る間は家郷に送金し、海外より歸れば彼地で覺へた文明的方法を自己の生業に應用し、以て露國文化の發達を助長するからである。

亞米利加合衆國の統計によれば、亞米利加だけで純露人労働者のみの貯蓄額は一九〇八年に於て約千萬留に達する。此金額は一部極東に於ける支那人労働者の持去る金額を償ふものなれば、政府は極東露領へ露人を移住さす機關の整備するまでは唯に海外移住を妨害しないのみならず、或は移民の貯金を本國に送達するに便するため銀行を開設し、或は旅券手續を廢して移住を容易ならしめ

海外職業紹介所調査機關等を設置する必要がある。

然しそれと同時に亞米利加への移住を次第に極東方面へ轉換させ、以て露國通貨の支那に向つての流出と黄色人種の沿黒龍地方への流入とを防止せねばならない。

最近に至り商工省は之が對策を講じつゝあるが遲しと雖もせざるに優る。吾人は商工省が土地及び農務局と共同行動して内外の産業形勢を調査し、所要の地に海外、歐露、西比利、極東露領の労働需給狀況を明示するならば、多くの労働者は海外よりも國內に職業を得る方に傾いて來ること必然であると思ふ。

沿黒龍地方労働問題の概観を終るに臨み一言したきは、豫め労働者の出產地、仕向地、國外國內の労働需給狀況研究を要することである。著者が今迄利用した資料は、國內に關するものは關係官廳の書類、國外に關するものは移民事務官の發表にかゝるもの、何れも絶対に正確なりと斷言出來ない。兎も角も著者は各省聯合會議が西歐、亞米利加に向ふ露人労働者を極東露領に轉換し、之を以て沿黒龍地方への黄人労働者流入防止の對策となさんことを切望して止まぬ。

#### 第十四節 浮浪支那人及び馬賊

極東に於ける第三種の支那人とは、或は沿海州で人蔭を探し、或は黒龍州、沿海州及び後貝加爾州で砂金を採り、或は砂金場で酒精飲料を賣捌く浮浪支那人や馬賊を指して云ふのである。彼等は男子不在にして婦女子のみを見れば、白晝と雖も襲撃する。

地方の新聞は斯かる記事で満たされて居る。搜索したところでは効果はない。犯人が逃げ隠れた家

は後難を恐れて引渡すことをせぬ。南島蘇里郡の朝鮮人間では馬賊の被害殊にひどい。朝鮮人をどん  
どん捕虜にして賠償金をせしめてから之を放還する。賠償金は普通村民が出し合ふのであつて五百  
留乃至二千留である。馬賊は鐵道附近にまで跳梁し、列車の進行中に乗客たる支那人朝鮮人から金を  
奪ふこともある。露人に對しては斯ういふ事は極めて稀である。多數の支那人朝鮮人は前以て馬賊に  
金を奉納し、他の馬賊が來襲した時見せる爲に馬賊が交附した受領證を持つて居る。支那人は屢々馬  
賊の隠匿者となる上、彼等は後難を恐れて馬賊の云ふまゝ、或は金を與へ、或は種々の援助を與へる。然  
しいつも馬賊の云ふ通りになることは限らない。次に示すブラゴウエシチエンスクで發行する商工新  
報一九一〇年六月二日の記事は其實例である。

チイトフ砂金場に勤めて居る支那人勞働者の一團が去る五月七日私かに事務所に来て部落へ二  
十人の馬賊が來て一人に付五留宛強請らうとして居ることを告げ、彼等は此金を出したくないから  
事務所の方で馬賊を追拂つてくれと頼んだ。それで事務所は夜中に部落を包圍して睡眠中の馬賊十  
八人を逮捕し、持つてゐた短銃を全部取り上げ、犯罪を自白するまで支那式の拷問を加へ、四人の馬賊  
を全然不具者にして仕舞つた。

此種の私刑は恕すべからざるものであるが、相當の警備施設が出来て國民の生命財産の安全が保  
證されるようになるまでは、斯う云ふことは何度も繰り返されるであらう。

今迄の馬賊對策は一時糊塗的のもので、犯罪後馬賊を追跡する位に止まつた。豫防策も執られたの  
であるが、馬賊は依然絶へなかつた。豫防策といふのは次の如きものである。

(一) 怪しい人物を抑留する爲各驛の宿直、列車長の参加の下に、憲兵をして客車及び貨客混合車を巡

視さすこと。

(二) 支那人の經費負擔にて支那人刑事を雇入れること。但し地方官憲の言によれば、支那人刑事は品  
性劣等、自分の地位を利用して住民より金品を強要するを以て馬賊よりも悪い。

(三) 馬賊の跳梁最も盛んなる地方の農民に武器を供給すること。但し小銃は二留二十五哥彈藥は百  
發に付三留六十九哥で賣ること。

一九一〇年極東露領官憲は一層斷乎たる處置を執る必要を認め、所屬知事に馬賊全滅計畫の懸案  
を委任した。斯くてスウエチン少將統裁の下に開かれた會議は一九一〇年八月九日及十日に互つて  
左記諸項を立案した。

(一) 馬賊の行動は、特殊の行動である。故に特殊の手段を以て之に對せねばならぬ。現行法規、裁判手續  
を適用することは不可能である。

(二) 馬賊討伐は小數軍隊の特發的行動を以てせず、多數軍隊の組織的計畫的行動を以てするを要す  
而して後者は馬賊の全滅するまで繼續するものとす。

(三) 南部烏蘇里地方を五區に區劃し、各區に一部隊を配置する。之等の部隊は武装せる賊を發見した  
る場合は之を討伐し、又獵師、人蔘採集者などを始め正規の職業を有せざる浮浪支那人を抑留す  
ると同時に、水雷艇は聖オリが灣からスラザヤンカまで巡航し、出發する荷船を一々臨檢する。

(四) 之等の部隊は馬賊の全滅するまでは十月一日より十一月一日まで、三月十五日より四月十五日  
まで、即ち氣候の最も好い時に行動する。

(五) 部隊には案内者、通譯を附ける必要がある。

- (六) 各守備隊は完全武装の一部隊を有し、此部隊は一令下れば直ちに馬賊追跡に出動する。
  - (七) 馬賊の國境侵入を防ぐため、圖們江より黒龍江海灣に到る沿岸一帯には、將來護境守備隊の哨兵線を設けるまで偵察部隊を配置する。
  - (八) 馬賊所在の情報を得る爲秘密探偵部を設ける。
  - (九) 農繁期には部隊の行動を哥薩克兵村にも及ぼす。
- 此案は極東露領長官の承認する所となり、内務大臣の同意を得て、愈々一九一〇年十一月實施費三三、五〇五留支出せられたが、部隊行動の結果については著者は何等知る所がない。
- 之等の案は部隊長に餘りに大なる權限を與ふるを以て多少の弊害なきにしもあらずであるが、他面露國の軍隊が未調査の土地を知ると云ふ利益がある。此見地から沿黒龍地方の他の部分特に密林地方、或は黒龍江下流の土人分布地方には馬賊の定期狩立てを行はれたいものである。
- 但し軍隊が如何に有效であつても、その使用は一時に限り、漸次警察官を配置して人民の生命財産保護の任に當らしめるを要す。ウツドスキイ郡の如き、その廣さは中部露西亞の何れの縣よりも大なるに、現今は僅かに郡長一人、警部補二人居るのみ。而も三人ともニコラエフスク市に住み、下級警察官は全然居ないのであるから、警備は極めて心細いものである。

## 第七章 支那人の種的特性

沿黒龍地方に在留する各階級支那人の否定的方面は上述の如くであるが、これ以外、國防上から見て重要な意義を有するは、次に示す支那人の種的特性である。

- 第一に支那人は團結心が強い。或る目的を達するためには各々團體或は組合を組織する傾向がある。
- 第二には彼等の人生觀、社會觀は極めて保守的である。従つて露國に同化しない。
- 第三に彼等は死に對して全く冷淡である。

故に一般衛生、個人衛生を少しも重んじない。生活は極度に低級である。若し之等の特性が支那人社會以外に影響しないならば寛恕してもいゝが、それは不可能である。必ずこれと接する露人に悪影響を及ぼさずには措かない。故に吾人は可及的に此悪影響を減ずる爲、露領在留支那人をして露國の法律に從つて生活せしめらるやうな方法を執らねばならぬ。遺憾乍ら現在では露國官吏殊に下級官吏の小數なるため、支那人に對する監督行届かず、彼等は恰も露領内に在つて治外法權を有する如き状態に在る。

## 第八章 支那人の會

支那人の會は元來官憲の横暴に對抗する爲發生したもので相互の扶助と防衛とを眼目とし、その勢力強大官憲も之に向つて敵對し難く妥協に出るを常とする有様である。故に支那では人民はその従事する職業の如何を問はず會を作り相互の競争を避ける。之等の會の規則は甚だ嚴重で違犯者は重き罰則を以つて處分される。支那人が沿黒龍地方の支配者であつた時代、其處には狩獵、漁業、人蔘、砂金採取、土人交易上相互間の關係を調節する目的を有する會が有つた。之等の會は現今も尙存續する。此外商人、石工、大工、水運搬入、茶園業者、煉瓦師等の會が極東露領に支部を有して居ることは時々起る同盟罷工或は人爲的物價引揚の現象が之を證明する。一九〇〇年チチャゴフ少將統裁の委員會の著述中に左の事實が引いてある。浦潮の狩獵同好會は一支那人を介して鹿角を買つて居たが、或年仲介人を経ずに直接賣らうとした。鹿角は仲介人の手を経ない爲從來より安かつたに拘らず一人の支那人も之を買はうとしないので失敗に了つた。今一つの事實は一八九四年のこと、浦潮で燕麥の値段は七十哥だつたがそれは支那人が農村で三十四哥で買入れたものである。そこで露國人が自ら農村から仕入れて來て浦潮で賣つたが支那人は一布度三十四哥以上に買はうと云はぬので之又失敗に終つた。

會の活動は土民分布地方に於て殊に盛んである。支那商人が露國臣民たる之等土民を擄取するところは既に記したが、彼等は擄取上の競争を避けるために會を組織するのである。その會の規則は法律と同じい效力を有する。一九〇七年イマンに住する土民が支那人にひどく壓迫されて居ると聞いた沿黒龍地方總督はア、カザリノフなる官吏を特派して調べた所、此地方の支那人の會が勝手に法律を出し裁判をやつてをる事實をつきとめたので、直ちに會の幹部共を逮捕し、同時にイマンの支那人全部に立退きを命じ、土民を解放した。カザリノフの話によると、イマン川の岸には土民を生埋にした丘があり、又人蔘根を竊んだ一土民が千七百回の笞刑を受けて死んだ事がある。カザリノフの沒收した規則はベナリン氏之を翻譯出版したが、その内容は大略次の如きものであつた。

會を「公益會」と稱し、大體に於て縁戚關係ある者が之に入會した。イマン及び其附近に於ける會員數は三百餘人で、一人の會長、十三人の長老、彼等の助手、裁判官、書記が之を管理する。會は人蔘、鹿角、貂皮の採取、烏蘇里地方に於ける毛皮の買占上に於ける相互競争を防止するを以て其目的とした。時の推移と共に公益會は次第に其勢力を商業、漁業等に及ぼし、遂に其地方の土民を會に隸屬せしめた。會は一ヶ年の中十一ヶ月間博奕開帳を禁止した。又竊盜、罵詈、爭論、惡口、喧嘩、傷害を禁止した。同胞の貧窮を放任せず、病氣の際は助けることを命令した。泥棒を防ぐ設備をした。泥棒隠蔽者を泥棒同様の有罪者と見做した。勞働者を保護し、主人をして勝手に之を解雇せしめなかつた。山中に火酒を持運ぶことを制限した。樞犬及び獵犬を保護した。博奕場の開設を禁じた。土民對支那人間の訴訟を審査した。數量單位を共通にして、土民をこまかすことを禁じた。地方の行政を一手に收めた。此會は、其行政區域内に於て秘密結社を禁止した。會の法を侵す時は會員及び土民は嚴しい罰を受けた。罰の種類は餘り多くない。生埋め、河流し、放逐、財産沒收、二十回乃至四十回の笞刑、豚の沒收であつた。貂、鹿角、人蔘の竊盜者は死刑に處された。千七百回の笞刑を受けた土民の居たことをカザリノフは報告して居る所を見れば、拷問は行はれたと見てよい。

會の財源は罰金、博奕場收入、營業稅、旅館營業稅、貂、鹿角、人蔘、取引手数料などである。断片的資料によると、公益會の事業範圍がイマン河、烏蘇里河の露領沿岸に及んで居ること、又此會が抄くとも五十年乃至五十五年存続し居るものなることが分る。

外國人の政治的團體が斯くも長期間に面もハバロフスクに程近い處で、地方官廳の監督を避けて存続した事は極東露領に尙此外にも斯かる秘密結社の在ることを豫想さするものである。官憲亦之を否定しない。即ち黒龍州軍務知事は一九〇七年十月十四日附第九五七號文書を以て「支那人が露領に入るに當り、結社團體を組織すること、此傾向は砂金場に於て特に盛んなること」を述べて居る。沿海州廳の書庫には蘇城の支那民團規約が一部ある。之は一九〇七年に或る事で逮捕された支那人の懐から偶然發見沒收したものである。

露領に於ける支那人生活の一端を描寫するものとして其要領を此處に之を引用する。

### 團 結 約 章

光緒二十八年第一月二十六日

蘇城に在住する我等は次の條項より成る約章を締結する。

- (一) 人蔘の生じ居る場所を見附けた者が、其場で人蔘泥棒を捕へ、その證人ある時は該泥棒は笞刑に處される。
- (二) 米稷の芽生する頃牛馬その他の家畜を放牧してはならない。田畑の持主が放牧家畜を捕へた時は、該家畜の持主は一頭毎に罰金として銀四兩を支拂はねばならない。此法は降霜期になるまで

適用する。降霜期後は家畜の放牧は自由である。

- (三) 不時に竊かに荒地の芝焼を始め、誤つて家屋、生産用具、其他の物品を焼失し、或は海草を燃し、誤つて舟、物品、假小舎等を焼いた者は罰金百吊を支拂はねばならない。但し春雨期後は荒地の芝焼は自由である。

- (四) 若し債務者が債權者の返金要求ある時之を放任したり遅滞したりする時は、一頭の牛、或は馬、並に三十兩の鐵砲及短銃を取上げられる。

- (五) 法に従はざる者、年長者を欺く者、年少者を罵詈する者、奸計をたくらむ者、火酒を飲む者、醉態で暴行する者は笞刑に處した後、蘇城から放逐される。

- (六) 穀物交易を欲する者は左の規則を守ること。

小麦及び黍子一ガルネツは米八掬掌。

穀粒及び稷粒一ガルネツは米半ガルネツ。

玉蜀黍及び豌豆一ガルネツは米半ガルネツ。

黄豌豆一ガルネツは米六掬掌。

大麦一ガルネツは米四掬掌。

蕎麥一ガルネツは米三掬掌。

- (七) 穀量計器を密かに狂はした者、或は自分の店に不正な計器を置いた商人は百吊の罰金に處される。

- (八) 博奕場を開かせない者、或は博奕場の開かれるを知り密告を以て威嚇する者は牛一頭、或は四百

吊の賞を得る。若し彼が賞を得た上賭博しに来るならば、竹棒で四十回の笞刑を加へられる。  
(九) 食糧品、火酒、麥粉、其他の物品を窃取した者は四十回の笞刑を加へられ、盗んだ物品に對しては辨償せねばならない。

(一〇) 主人の許可なくして倉庫より麥粉、米、火酒などを取出すことを禁ずる。若し之を敢てし其證人ある時は二十回の笞刑を加へられる。粟も亦た主人の許可を得て始めて取出すことを得る。一定の目的なくして倉庫の附近を歩行するを禁ずる。もし此歩行を見る者あつて窃盜の目的を有するものなることを密告し、後果してこれが發覺する時は物品に對して辨償をなした上、四十回の笞刑を加へられる。

(一一) 重要事件を報知する者あらば關係の有無に拘らず、皆集まり來つて直に之を聽取せねばならぬ。若し之を拒む者あれば二百吊の罰金と二十回の笞刑を以て處罰する。法にとつては來る者が老いて居らうと若くあらうと無差別である。兎に角來さへすればよいのである。之を犯す者は、會の長老連ならば四百吊の罰金に處され、笞刑は用ひない。中老は希望によつて罰金又は笞刑で處罰される。普通の會員は四十回の笞刑を加へられ、罰金に處されない。

(一二) 寓居人にして秩序を亂し、物品を密かに取替へる等の事件を惹起する時は、家主は事件の處理をなす義務がある。勞働に従事せず自己の資力で寓居する者は、家主に毎月麥粉六ガルネツを支拂ひ、又新年には五兩其他暖房裝置に銀三兩支拂はねばならぬ。十一箇月間勤勞した農夫は第一日に同胞親睦の意味で宴會を催す。若し此宴會に同家屋に居住しない者が列席する時は、彼は新年になれば主人に銀五兩を支拂はねばならない。

右の團結約章を證據に、蘇城在留支那人の秘密事業を曝露すべく大檢舉を行つたが、夫は失敗に終つた。蘇城警察署長は其失敗事情を左の如く説明した。

支那人は其居住地の如何を問はず、同國人の犯罪を處理すると言明して居るが、何處で誰をどう云ふ方法で處罰するのかどうしても分らない。

## 第九章 對支那人行政

露國官憲は支那人の會を自己の監督下に置く目的を以て支那官吏を長とする自治團體を組織したが、一八九七年ドゥホフスキ將軍は此團體を閉鎖して仕舞つた。閉鎖の理由としては支那人の秘密結社が支那官吏の保護の下に存続すること、支那官吏が進んで支那人に向つて露國の法律の説明をすることなく、反つて支那法制の適用を歎め居ること、支那官吏が復讐を恐れて支那人犯罪者の逮捕を助けず、反つて隠匿すること等が挙げられた。該自治團體閉鎖後十年の間支那人は居留民會開設の運動を繼續した。そして其結果沿海州軍務知事は一九〇六年十月四日に發令された自治團體に関する法律に基き、一九〇七年四月十八日を以て浦潮に、一九一〇年一月二十日附を以てハバロフスクに同年二月四日附を以てニコリスク、ウスリスキイに夫々支那人の居留民會開設を許可した。

勿論此合法團體と並んで別に秘密結社も存する。その或るものは支那本國に在る秘密結社の支部で、阿片吸食防止會、外債募集防止會の如き即ちそれである。南烏蘇里那警察署長はノウオキエフスク地方に於ける之等結社の派出員の活動に關する資料を持つて居た。浦潮の東洋學院には阿片吸食防止、祖國改革を目的とする會の沿海州に於ける活動報告がある。其報告によると、此會の本部は天津に在つて、年に二度沿海州に人を派して資金を徵收する。浦潮には會の支部が在つて、會員約一千人を有する。會の集會はバラバンシュと浦潮とで催される。會の軍資に充當するため會員は馬賊に参加する形跡がある。

楮上記三個の居留民會の章程は一律である。之に依れば、

第一款 居留民會は會員相互の統一を圖り、會員の物質精神兩方面に於ける生活改善に資する。

第二款 會員の必要事項を審議する。

第三款 商業の發達を保護する爲、都會住民の生活を保護する爲、刑事、巡查、監視人等の雇傭資金を官憲に提供する。

第四款 共同の利益を保持し、會員間の紛議を調停する爲規則を作る。

第五款 貧乏人には衣食住を供給し、職業を探してやり、醫療を與へ、或は本國歸還の費用を支辨してやる。又相當の慈善的施設を開設する。

第六款 商業及び商學發達の研究の爲商業上の知識を蒐集する。

第七款 學校、圖書館を設け新聞書籍を購入し、或は各種の専門學者を招いて講演會を開催し、以て同胞の文化に資する。

第八款 最後に、居留民會は會員の餘暇を愉快に送らしめるために、碁、將棋、ドミノー等の遊戯場を開設する。但し露國々法の禁する遊戯を除く。

居留民會の資金は會費、罰金、利子、不動産收入等から成る。會費は五十留以下一留まで七級に分れて居る。會の執行機關は三十人より成る。委員會で此數は五十人まで増すことが出来る。委員會の管掌には會の目的とする一切の事項以外、會員間の訴訟事件調停の勞を執る(第六十三款)而して訴訟當事者間の調停権は委員會の各員之を有する。但し此場合調停者は必ず相方より調停者の意見に同意する旨を記した證書を取り置く必要がある(第二十款)。

會の報告は専ら會計に關するもののみで事業報告がないから之以上委しいことは分らないが、上

記章程の抜萃を見ただけでも許容すべからざるものと認めざるを得ない。秘密結社たるは合法の團體たるを問はず、結局國家の行政及司法運用を私する支那人の機關が露領に存在することは不可である。地方官憲は支那人の此方面を充分監視するため、支那語の知識ある者を採用するを要する。馬賊討伐に當つても又支那語の知識ある露國人を加ふれば大いに實效を擧げることが出来る。

現時極東露領には支那人監督機關無き故に間接監督の便宜上居留民會の存在もいゝが、然し居留民會の事業には充分注意を拂ひ、印刷した事業報告を毎年地方官憲に提出させるやうにせねばならぬ。今までは斯くの如き事はなかつたと見へ、沿海州廳にも報告の如きものはない。著者が支那居留民會を訪問した時も印刷した規則を一部得たのみで、特に事業報告を得ることは出来なかつた。居留民會の監督實施上注意すべきは會員間の訴訟調停に關する方面である。之は露國々家の司法權を犯すが故に許容すべからざるもの、されば定期に調停事件及調停結果に關する報告を官憲に提出するやう要求して事情を確める必要がある。馬賊防止とは云へ尙又警察官の雇傭費を居留民會が支出するといふことも變な話である。居留民會の規則に斯くの如き項を入れる時は露國官憲は支那居留民會に所屬する觀を呈し、此方面に就き特別の要求を持出す權利を後者に與へることとなる。國家的見地よりせば之は望ましいことではない。露國領土にある人民は露國人たるは支那人たるを論せず、露國政府之が保安に任すべきもの、其費用は國費、若しくは地方費を以つて支辨すべきである。

之を要するに極東露領に於ける外人機關は一旦政治上の紛糾生ずる際非常の危険を來たすが故に上記支那人居留民會は須く閉鎖して仕舞ふ方が宜い。

支那人は外國に在つても自己の衣食住を神聖に守るので同化は極めて困難であるが、露人と結婚

した支那人は例外である。露支人の結婚はアルゲン川及び黒龍江沿岸に見受けられる。普通露人と婚する支那人は、哥薩克村、若しくは露國部落に對する支那部落の商人である。アルゲン川沿岸村落には露支人の結婚件數三十三件ある。著者は之等の家族を親しく視察したが、その生活様式は露人のものと少しも違はない。露支人の結婚から出来る子供は大抵支那人の方へ似る。露人と結婚した支那人の法律上の地位は甚だ不安定である。何となれば露國の法律は彼等を外國人と見做すを以て、政治上の紛争起る時彼等は當然露國を立退かざるを得ぬ。斯く家族は戸主たる支那人に隨伴することが出来ない。戸主には大抵生國に妻子があるからである。故に彼等の或者は露國の國籍に移り、哥薩克階級に入籍しやうと努める。例へばアルゲン川沿岸マリノ村の一支那人(四十四歳で四人の子供がある)は洗禮を受けてアレキサンドル、アスタフイエフの姓を有する者であるが、彼は哥薩克階級入籍を條件として寺院建立資金を寄附した。露國の女は支那人が金持で女を大事にするから支那人に嫁するのであるが、露支人の結婚は著者に云はせば好ましくない。何となれば之は延いてアルゲン川沿岸に支那分子より成る勢力を増すことになるからである。